

# 少人数学級の更なる推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現

～教職員定数の改善～

(平成24年度 義務教育費国庫負担金予算)

**平成24年度予算 1兆5,597億円 (対前年度▲70億円)**

## ▼ 趣旨

新学習指導要領が求める協働型の授業への対応や、被災又は経済的理由等により学習支援が真に必要な児童生徒への支援のため、少人数学級を推進するとともに、様々な児童生徒の実態に対応できる教職員配置の充実を図る。

### ○35人以下学級の更なる推進 900人

・小学校2年生の36人以上学級の解消

### ○学習支援が真に必要な児童生徒への支援の充実 2,500人

① 中学校における経済的な困難を抱える生徒などへの学習支援:800人

- ・ 少人数指導や補充学習等の学習支援の取組み
- ・ 学習上のつまづき解消のための取組み

② 発達障害等の児童生徒のための通級指導の充実など、特別支援教育への対応:600人

③ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への学習支援:100人

④ 被災した児童生徒のための学習支援(東日本大震災にかかる教育復興支援):1,000人 【※復興特別会計】

### ○きめ細やかで質の高い指導の充実 500人

⑤ 小学校における専科指導の充実:400人

(小・中連携の推進や複数教員の指導等)

⑥ 地域連携による質の高い教育の実現:100人

- ・ 地域連携のコーディネーターとしての役割を担う事務職員の充実
- ・ 先導的な取組みを行うコミュニティースクールへの支援

[※既存の研修等定数を▲100人程度合理化減]

・ 「日本再生重点化措置」 + 61億円(+ 2,800人)  
 ・ 「復興特別会計」 + 22億円(+ 1,000人)  
 ・ 教職員定数の自然減 ▲107億円(▲4,900人)  
 ・ 教職員の若返り等による給与減 ▲ 46億円

# 平成24年度 義務教育費国庫負担金予算

加配定数 3,800人の増の内訳

## 1. 小学校2年生の35人以下学級への対応 900人

小学校2年生について36人以上学級（約2,200学級。小2全体の6%に相当）を解消するために900学級増が必要であり、それに対応した加配定数増を措置。

※今後の少人数学級の推進等については、下記の両省合意を参照

## 2. 学習支援が真に必要な児童生徒への支援やきめ細やかで質の高い指導の充実のための加配定数増 1,900人

中学校における学習支援、特別支援教育や小学校における専科指導の充実など様々な児童生徒の実態に対応するための加配定数増を措置。

《上記1. 2については、日本再生重点化措置》

## 3. 東日本大震災にかかる教育復興支援加配定数措置 1,000人 被災した児童生徒のための学習支援《復興特別会計で措置》

平成23年12月24日

財務省  
文部科学省

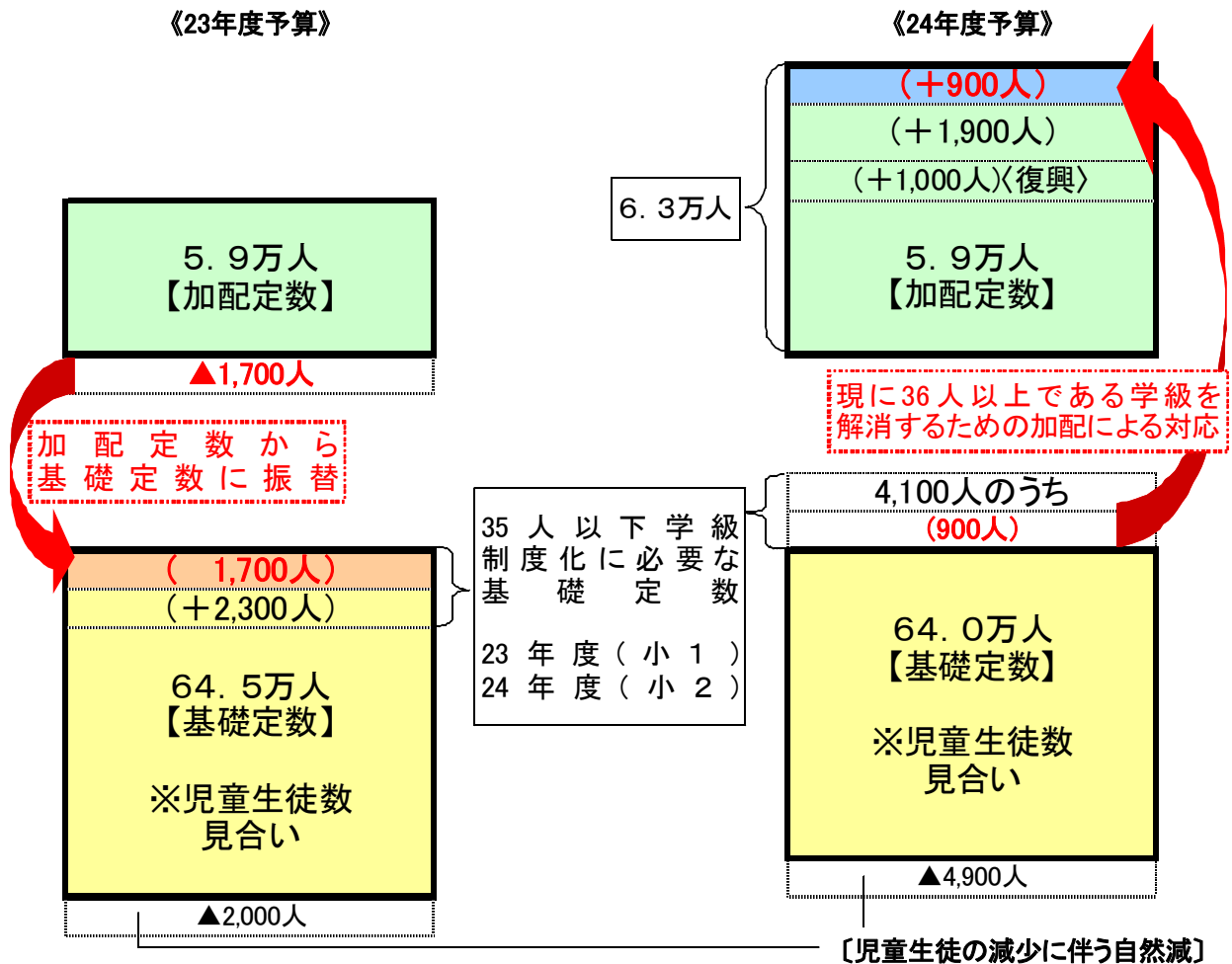
義務教育費国庫負担金については、以下の基本的な考え方に沿って扱うこととする。

今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数について、効果検証を行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

# (参考1) 公立義務教育諸学校教職員定数の改善状況

区分	18'	19'	20'	21'	22'	23'	24'
改善増	0人	0人	1,000人	800人	4,200人	2,300人	3,800人
改善増の内容			・主幹教諭 ・特別支援教育 ・食育	・主幹教諭 ・特別支援教育 ・教員の事務負担軽減等	・理数教科の少人数指導 ・特別支援教育 ・外国人児童生徒等への日本語指導等	・小1のみ学級編制の標準を35人	・小2の36人以上学級解消 ・様々な児童生徒の実態に対応できる加配定数措置 ・東日本大震災にかかる教育復興支援
学級編制の標準	→ 40人 ←					小1:35人 小2~中3:40人	→

## (参考2) 教職員定数の改善について(基礎定数と加配定数のイメージ)



# 加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数（基礎定数）とは別に毎年度の予算の範囲内で特例的に措置しているもの。国は都道府県から提出された申請を受けて、加配の種類ごとに総数を配分。

$$\text{都道府県の教職員定数} = \text{基礎定数} + \text{加配定数}$$

## 平成24年度予算における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数	24年度増減数
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導による指導方法改善	41,523人	+2,100人 ※小2の36人以上学級の解消(900人)、 中学校学習支援(800人)、 小学校専科指導(400人)
	少人数学級を実施するための活用分	9,100人(内数)	※8,200人(23年度振替実績) +900人(24'改善数:再掲)
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	7,777人	+1,100人 ※外国人児童生徒日本語指導(100人)、 震災対応(1,000人)
特別支援教育 (法15条3号)	比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導への対応や特別支援教育コーディネーターの配置等	5,341人	+600人
主幹教諭 (法15条4号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,448人	
研修等定数 (法15条6号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	5,083人	※地域連携(100人)、 合理化減(▲100人)
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	282人	
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	279人	
事務職員 (法15条5号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	872人	
合 計		62,605人	+3,800人